

## 県民の皆さんへの呼びかけ①

### ① 感染回避行動 (特措法第24条第9項)

- 暖房使用時も定期的な換気を習慣化
- 普段と異なる症状がある場合、外出、出勤、登校等を控えて
- 体調に異変を感じた場合は自己検査の活用を
- 会食は長時間を避け、感染対策を守って実施
  - 体調確認の徹底。密集せず、換気に注意。
  - 大声は控えて、羽目を外さない。
  - 会食前の無料検査の活用など

## 県民の皆さんへの呼びかけ②

### ② ワクチン接種 (協力依頼)

#### ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種

- 年代に関わらず、接種可能な方は遅くとも年内に接種を
- ワクチンの効果は時間の経過とともに低下。過去に陽性となった方も、抗体量は徐々に低下するため、接種の時期が来れば早く接種を

## 県民の皆さんへの呼びかけ③

### ③ 医療機関の適正受診 (協力依頼)

- 高齢者や子どもなど早期に受診が必要な方の医療アクセス確保のため、重症化リスクが低く症状が軽い場合は、平日・日中に受診。  
自己検査も活用
- 毎週金曜日に公表する季節性インフルエンザの発生状況も参考に
- 抗原検査キットや市販薬（解熱鎮痛剤等）、  
3日分程度の水・食料の事前準備を

## その他の対策と呼びかけ

### ④ 学校活動

- 感染対策に一層留意するとともに、校外交流や部活動の練習試合等外部との交流については、厳選して実施

### ⑤ 事業者 (特措法第24条第9項)

- テレワークや時差出勤等の積極的な活用への切り替え
- 多数の陽性者の発生を想定したBCP(業務継続計画)の策定・点検